

広域的な保護・管理の必要性

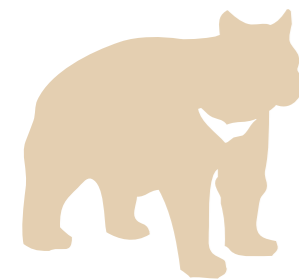
これまで説明してきたように、クマ類は都道府県をまたいだ保護管理ユニット単位で生息状況に応じた保護・管理を行っていくことが望ましいです。同じ保護管理ユニットに属する関係行政機関が協議・調整し、保護・管理の方向性について共通認識を持った上で計画的に保護・管理を進める必要があります。

広域的な保護・管理のメリット

- 地域個体群の保護・管理における方針が明確になる
- 人材の確保や育成がしやすい
- モニタリングの精度が向上し、効率的になる
- 出没対応や捕獲に対する社会的理解が得やすい
- 大量出没を考慮した捕獲上限頭数が設定できる
- 放獣の体制を整備しやすい
- 再捕獲個体の管理がしやすい



詳しくは、ガイドラインの P.54 ~を参照してください



モニタリングの必要性

順応的にクマ類の保護・管理を実施していくためには、実施した施策のモニタリングとその結果の解析、それを基にした施策の評価と見直しが不可欠です。

- 特定計画を策定する際には、保護・管理の目標に合った評価指標を設定し、それについてモニタリング、効果検証を実施した上で計画を見直ししていく必要があります。
- 保護・管理の目標の設定・評価、適正な捕獲上限数の設定には数年に一度の個体数の推定が必要になります。
- 個体数の増減の動向を把握するためには、簡便な指標を設定し情報収集を行います。

詳しくは、ガイドラインの P.59 ~を参照してください

2017（平成 29）年 3 月発行

環境省 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

編集：一般財団法人自然環境研究センター
デザイン：株式会社アートポスト
写真提供：梅村佳寛、公益財団法人知床財団

Ursus arctos
ヒグマ

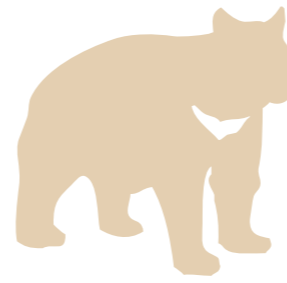
クマ類編概要版

実効性のあるこれからのクマ類の保護・管理のために

平成 28 年度

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン

Ursus thibetanus
ソキノワグマ

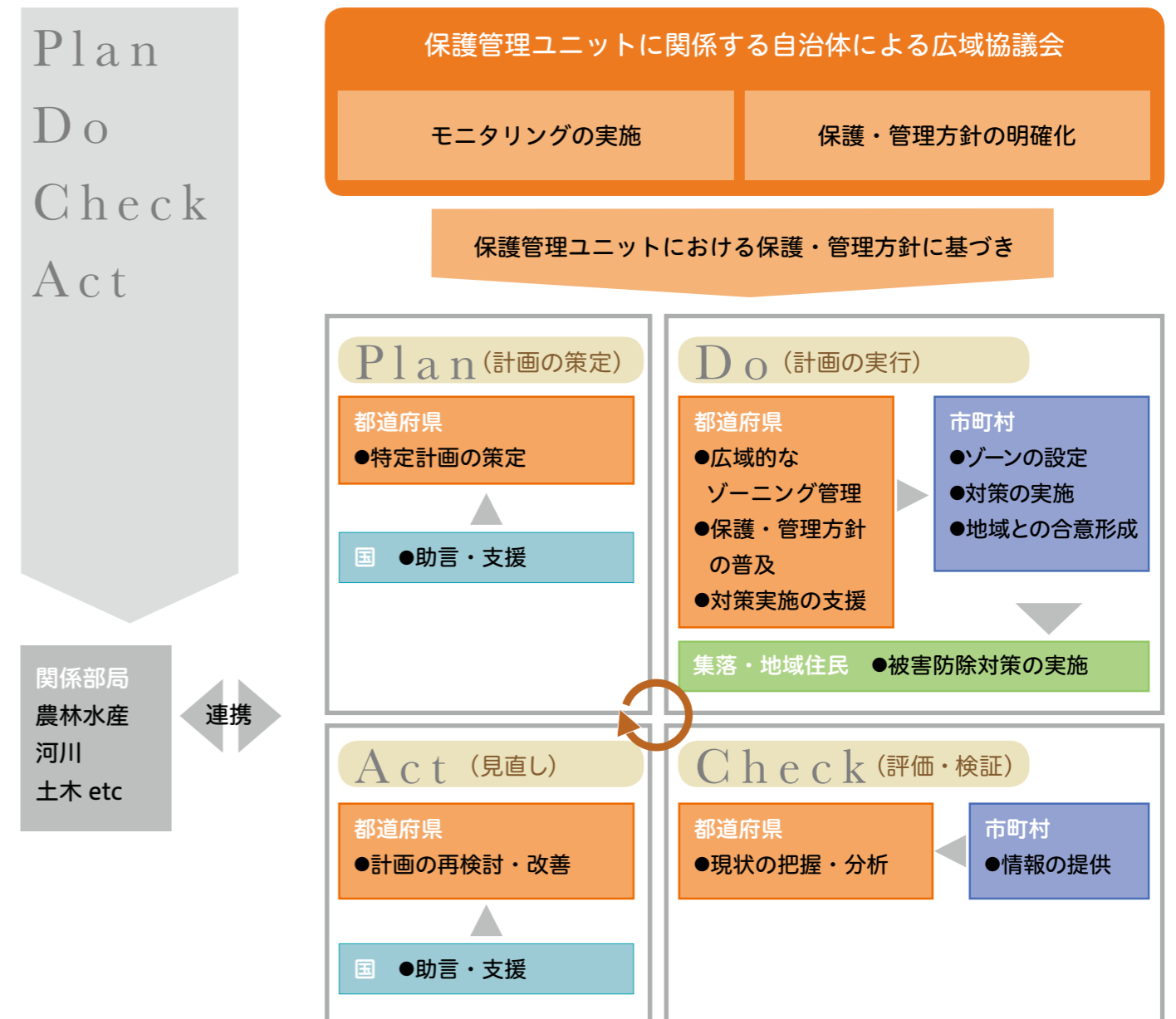


クマ類の保護・管理の基本的な考え方

保護・管理の目的：地域個体群の将来にわたっての存続と人間との軋轢の軽減を両立する

PDCA サイクルに基づく順応的管理

野生動物の生息動向や生息環境、それをとりまく社会状況は常に変化しています。計画的に野生動物の保護・管理を進めていくためには、生息動向など、個体群を把握するための基本的な情報、生息環境や被害状況等を把握し、計画やその実行（施策）が適切であるかを常に点検し、計画を修正していく必要があります。



詳しくは、ガイドラインの12ページを参考にしてください。



はじめに

このパンフレットは、改訂した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）」の概要を解説したものです。

平成11年に特定鳥獣保護管理計画制度が創設され、平成28年4月現在、21府県でツキノワグマの特定鳥獣保護管理計画（特定計画）が策定されています。しかし、近年のクマ類（ツキノワグマ・ヒグマ）の生息動向の変化やクマ類を取り巻く自然環境の変化、人間の社会状況の変化に伴い、クマ類の保護・管理を進める上で以下の課題が生じています。

- 中山間地域での人間活動の衰退に伴い、クマ類の分布域が人間活動域周辺へ拡大している
- ツキノワグマでは、大量出没が数年に一度の頻度で発生している
- ニホンジカ・イノシシの捕獲強化に伴いクマ類の錯誤捕獲が増加している
- 人身事故の防止や発生した際の対応をするための危機管理体制の整備が進んでいない
- 個体群や問題個体の動向を把握するためのモニタリング調査が十分に実施されていない

課題を解決するためには、科学的・計画的なクマ類の保護管理の取り組みを順応的に行っていく必要がある他、広域的に分布する地域個体群ごとの保護・管理の推進や人間とクマ類の棲み分けを図るゾーニング管理を行っていく必要があります。

新しいガイドラインではより実効性のある特定計画とするため、**広域的な保護・管理の推進、ゾーニングによる管理、モニタリングの実施**を推奨しています。

実効性のある計画にするために

広域的な保護・管理方針に基づき特定計画を策定し、ゾーンごとに「個体群管理（個体管理・総捕獲数管理）」「生息環境管理」「出没抑制・被害防除対策」を実施していくことが必要です。

広域的な保護・管理：クマ類は行動圏が広く、多くの地域個体群が都道府県行政界をまたいで広域的に分布することから保護管理ユニット毎に保護・管理の方針を決定しモニタリングしていくことが必要です。

保護管理ユニットについては、詳しくは、ガイドライン16ページを参照してください。

ゾーニング管理：野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人間と動物の棲み分けを図ることを目的に地域を区分し、それぞれの地域の管理目標のもとで施策等を実施していくことが大切です。

ゾーニング管理の必要性

クマ類において、地域個体群の保全や分布域の連続性を担保しながら、農林水産業被害や人身事故の発生などの人間との軋轢を軽減させていくためには、『クマ類を保護するゾーン』と『人間活動を優先するゾーン』、その間に『緩衝地帯とするゾーン』を設定し、ゾーンごとに適切な管理の方向性を示すことが必要です。

ゾーニング管理を考える際には、各ゾーンの管理目標を整理し、関係者間（国、都道府県、市町村、地域住民、市民団体や狩猟者団体等の地域関係者）で各ゾーンにおける適切な対応や対策について共通認識をもつことが重要です。



ゾーンごとに取り組むべき対策や対応、役割分担はガイドラインの P.45 ~ 49 を参照してください

ゾーニング管理のメリット

効果的な出没抑制対策・被害対策が可能となる

日常的にクマ類の出没情報（捕獲・目撃・被害等）を収集し、ゾーンごとに出没の発生状況や要因を分析することで、適切で有効な出没抑制対策や被害対策を選択・実施することができ、人身事故や農林水産業被害の軽減につながります。

情報の分析や対策を実施する際には、市町村や関係機関を含めて協議することが重要です。

出没時の対応方針（追い払い・非捕殺・捕殺）を明確化できる

ゾーンごとにクマ類の出没時の対応方針を明確化しておくことで、対応（追い払い、非捕殺（放獣も含む）や捕殺）を迅速に判断できます。さらに、モニタリング等の科学的根拠に基づいて各ゾーンの対応方針を設定することにより、対処方法に対してあらかじめ地域住民や関係団体からの合意を得やすくなります。

効果的な生息環境管理が可能となる

各ゾーンの管理の目標が明確であるため、施策の方向性に沿った効果的な生息環境管理が可能となり、役割分担が示しやすくなります。



ゾーンの定義

ゾーン	目的	概念	被害のリスク
コア生息地	クマ類の保護	健全な個体群の維持（繁殖や生息）を担保するうえで重要な地域（奥山）。低山帯であっても、個体群の保護に不可欠な地域であればコア生息地となる。鳥獣保護区が設定されている等、狩猟等を行わない区域にコア生息地を設定する。	登山者などとの突発的な遭遇
緩衝地帯	防除・排除地域への出没抑制	コア生息地と防除地域・排除地域との地域であり、クマ類の生息地である。環境整備や狩猟等の人間活動により、物理的または心理的に人間とクマ類の空間的・時間的棲み分けを図る。	森林作業、登山者、山菜等の採取者などとの突発的な遭遇
防除地域	農林水産業被害防止	農林水産業など人間活動が盛んな地域。クマ類の人為的食物への依存や人慣れを回避する対策（被害防除・出没抑制対策）が必要である。広域的なゾーニングにおいては、緩衝地帯から排除地域へのクマ類の侵入を抑制する対策が必要となる。	農林水産業被害、突発的な出没や集落近隣に定住した個体による人身事故
排除地域	人身事故防止	市街地、集落内の住宅密集地など人間の居住地であり、人間の安全が最優先される地域。クマ類の人為的食物への依存や人慣れを回避する対策が必要である。	突発的な出没や近隣に定住した個体による人身事故



農地付近に出没したヒグマ（農地は電気柵で囲まれている）

ゾーニング管理の進め方

クマ類への適切な対応や対策のためには、広域的なゾーニングと集落レベルでのゾーニングをもとにした管理が必要です。都道府県と市町村は、現状のゾーニングと併せて保護・管理の目標を達成するために、長期的視点のもとゾーニング計画を検討する必要があります。

都道府県が行う広域的なゾーニング設定のポイント

- クマ類の保護を担保する地域（コア生息地）と、連続した市街地が形成されておりクマ類の生息を許容できない地域（排除地域）を設定し、コア生息地と排除地域の間を緩衝地帯とします。（市町村や地域関係者と十分な話し合いを行う）
- 防除地域において、市町村や地域住民中心の取り組みだけではクマ類の排除地域への出没を阻止できない場所を特定し、これらの場所で実効性のある対策が実施できるよう、行政の関係部局や農林業水産団体、地域内外の民間団体等の多様な主体が連携・協同して対処する実施体制の整備に努めます。
- クマ類のコア生息地は都府県境をまたぐことが多いことから、広域協議会を設けるなど広域的な連携と協議を行う場の設定が重要です。

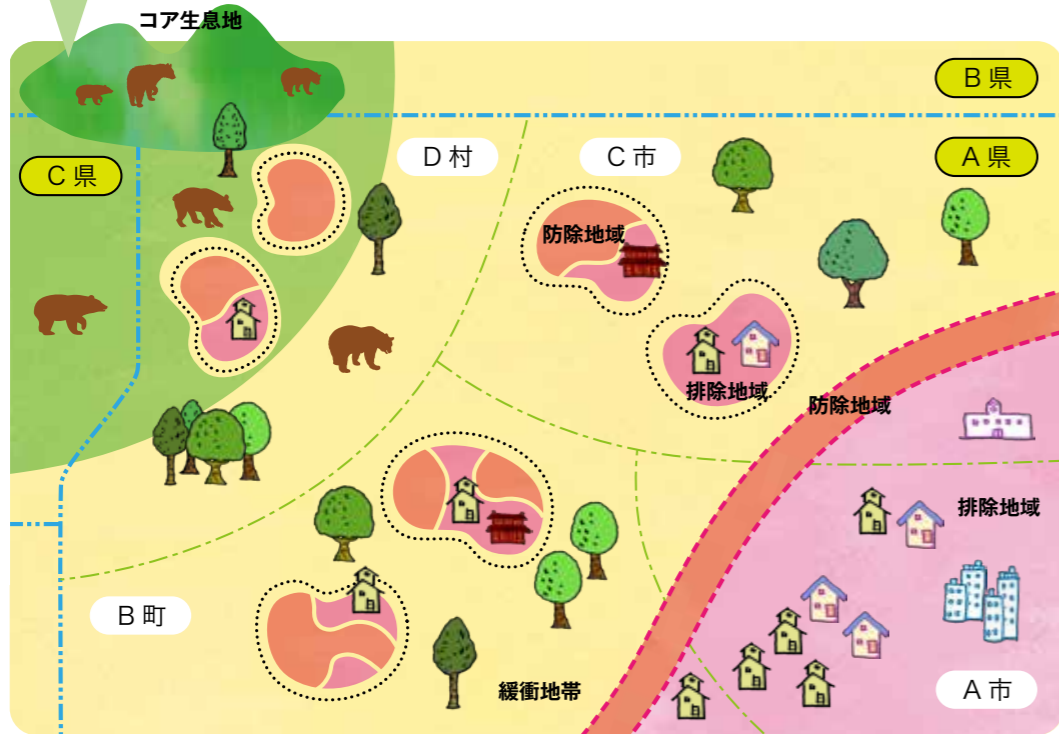
広域連携による施策の実施（特定計画）

目的：クマ類の個体群の担保

（生息環境管理・生物多様性保全等）

実施主体

国（隣接都府県の連携支援、保護区の設定・拡大など）
都道府県（保護区の設定・拡大など）



- 県境
- 市町村界
- 集落界
- コア生息地
- 緩衝地帯
- 防除地域
- 排除地域

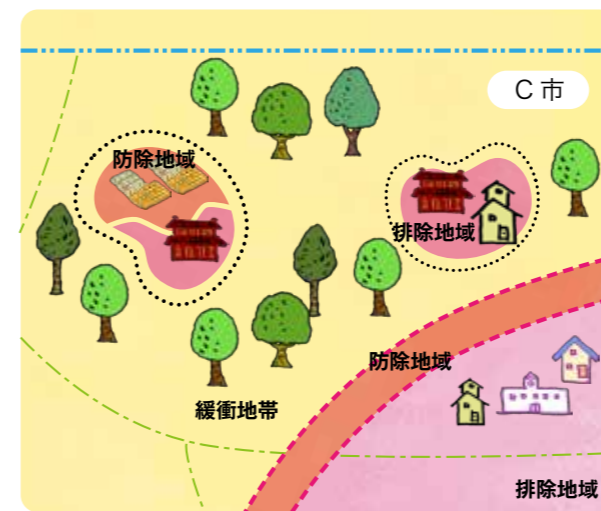
集落レベルで行うゾーニング設定のポイント

- 現場できめ細かく対策を実施するために行います。
- 都道府県は市町村を通じて、集落単位のゾーニングの設定を進めます。
- クマ類の生息状況や現在行われている対策や実施体制等の状況を考慮します。

パターン1

連続した市街地に近い(含む)市町村

広域的なゾーニングにおいて排除地域とされた範囲の市町村、集落は全て排除地域とし、緩衝地帯の中の市街地・集落等は排除地域、農耕地・施業林地等は防除地域とする。

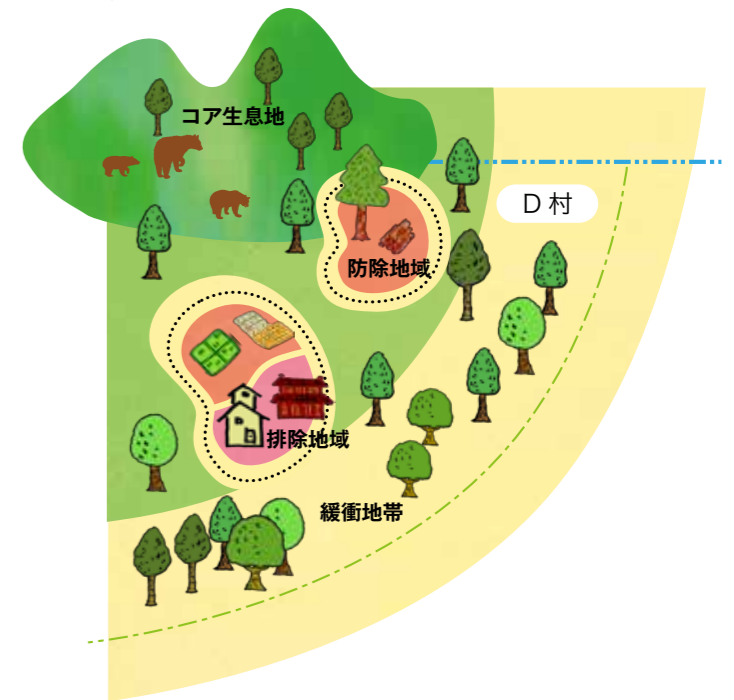


- 県境
- 市町村界
- 集落界
- コア生息地
- 緩衝地帯
- 防除地域
- 排除地域

パターン2

山間部に近い(含む)市町村

広域的なゾーニングにおいて、コア生息地の中であっても、市街地・集落等は排除地域、農耕地・施業林地等は防除地域とする。さらに、防除地域や排除地域の周囲には緩衝地帯を設ける。



- 県境
- 市町村界
- 集落界
- コア生息地
- 緩衝地帯
- 防除地域
- 排除地域

ゾーニング管理を実施する役割と流れ、実施内容はガイドラインのP.35～44を参照してください